

大雪地区広域連合要介護認定等訪問調査実施要綱

平成 24 年 4 月 1 日
要綱第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 27 条第 2 項（法第 28 条第 4 項、第 29 条第 2 項、第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項及び第 32 条第 2 項（第 33 条第 4 項、第 33 条の 2 第 2 項、第 33 条の 3 第 2 項及び第 34 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による訪問調査（以下「訪問調査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 訪問調査の対象は、法第 9 条に規定する被保険者であって、要介護認定等の申請を行った者（以下「申請者」という。）とする。

(実施主体等)

第 3 条 訪問調査の実施主体は、大雪地区広域連合（以下「広域連合」という。）とする。

2 広域連合は、前項の規定にかかわらず、訪問調査（法第 27 条第 2 項（法第 32 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定によるものを除く。）を法第 8 条第 20 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、法第 8 条第 22 項に規定する介護保険施設、法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者及び第 115 条の 39 第 1 項に規定する地域包括支援センターに委託することができる。

3 広域連合は、第 1 項の規定にかかわらず、法第 27 条第 1 項又は第 32 条第 1 項の申請をした被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該申請に係る訪問調査を法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定市町村事務受託法人に委託し、又は他の市町村に嘱託することができる。

4 広域連合は、前 2 項の規定により訪問調査を委託し、又は嘱託しようとするときは、介護保険要介護認定訪問調査依頼書（別記第 1 号様式）により、依頼するものとする。

(訪問調査員)

第 4 条 前条第 2 項の規定により広域連合から訪問調査を委託された地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人（以下「訪問調査受託事業者」という。）は、法第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員で、都道府県が実施する訪問調査員研修を受講した者（以下「訪問調査員」という。）に、訪問調査を行わせなければならない。

2 訪問調査員は、訪問調査を行なうときは広域連合が交付する大雪地区広域連合要介護認定訪問調査員証（別記第 2 号様式）を携帯し、申請者又は申請者と関係のある者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(委託の区分)

第5条 広域連合は、訪問調査の委託にあたっては、次に掲げる申請者の区分を定めるものとする。

(1) 在宅で生活する者及び介護保険施設もしくは地域密着型介護老人福祉施設以外の福祉施設、医療施設に入所又は入院している者（以下「在宅の申請者」という。）。

(2) 介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設に入所又は入院している者。

(調査地区)

第6条 在宅の申請者に係る訪問調査については、広域連合構成町ごとに定めた指定居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターによるものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、前条第2号に規定する申請者について準用する。

(調査内容等)

第7条 訪問調査員は、申請者又は申請者と同居する者などと、訪問調査の実施にあたり適切な日時を調整し、面接により訪問調査を行わなければならない。

2 訪問調査は、全国統一の様式の認定調査票（概況調査）、認定調査票（基本調査）及び認定調査票（特記事項）（以下「認定調査票」という。）により、国が定める「認定調査票記入の手引き」に基づき、行わなければならない。

3 訪問調査受託事業者又は第3条第3項の規定により広域連合から訪問調査を嘱託された市町村は、第3条第4項に規定する依頼書に指定された提出期限までに、認定調査票に訪問調査報告書（別記第3号様式）を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

(守秘義務)

第8条 訪問調査受託事業者の従業員及び訪問調査員は、正当な理由なしに、訪問調査により知り得た事項を、他に漏らしてはならない。

(虚偽の報告)

第9条 訪問調査受託事業者は、訪問調査に係る結果について、虚偽の報告をしてはならない。

(指導)

第10条 広域連合長は、訪問調査受託事業者に対し必要に応じ、訪問調査に関する指導を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

年 月 日

様

大雪地区広域連合長

介護保険要介護認定訪問調査依頼書

要介護認定訪問調査を次のとおり依頼します。

被 保 険 者	被保険者番号											
	フリガナ											
	氏 名										生年月日	
											性 別	
	住 所											
電 話 番 号												

訪 問 調 査 先	住 所									
	氏名(施設名)									
	電 話 番 号									

要介護認定(更新)申請日	
要介護認定調査票提出期限	

- 1 要介護認定調査票は、所定の様式又はマークシートにより必ず期限までに提出してください。
- 2 期限までに調査を完了しない見込みであるときは、大雪地区広域連合介護保険対策室まであらかじめ報告のうえ、指示を受けてください。
- 3 この調査を第三者に再委託することはできません。
- 4 調査に関して知りえた秘密を第三者に漏らしてはなりません。
- 5 調査の実施にあたって問題が生じたときは、直ちに報告してください。
- 6 本広域連合が必要であると認めた場合は、依頼の内容を変更又は中止することがあります。
- 7 上記のほか、本調査に関しては介護保険法その他関係法令及び本広域連合介護保険条例並びに委託契約に定めるところに従い実施してください。

別記第2号様式(第4条第2項関係)

(表)

大雪地区広域連合要介護認定訪問調査員証	
No. 調 - _____	(顔写真)
氏 名	
昭 和 年 月 日 生	
上記の者は、大雪地区広域連合の要介護認定にかかる訪問調査員であることを証明する。	
平成 年 月 日	
大雪地区広域連合長 松岡 市郎	

(裏)

注 意
1. 本書の有効期限は、交付の日から2年である。
2. 本書の内容について訂正したものは無効である。
3. 本書は他人に貸与又は贈与してはならない。
4. 本書を亡失、損傷したときは、速やかに連合長に届け出なければならない。
5. 委託契約の変更等により本書の内容に異動を来たしたときは、速やかに連合長に届け出なければならない。

年 月 日

大雪地区広域連合長 様

介護保険事業者 住所
 名称
 代表者 印

年 月分要介護認定調査実績報告書の提出について

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

調査区分	件数
施設調査	件
在宅調査	件
計	件

要介護認定調査実績報告書

調査日	対象者氏名	調査員	種別	備考
平成 年 月 日			施設 在宅	
平成 年 月 日			施設 在宅	
平成 年 月 日			施設 在宅	
平成 年 月 日			施設 在宅	
平成 年 月 日			施設 在宅	
平成 年 月 日			施設 在宅	
平成 年 月 日			施設 在宅	
平成 年 月 日			施設 在宅	
平成 年 月 日			施設 在宅	
平成 年 月 日			施設 在宅	

※「施設」とは、介護保険施設等に入所されている介護被保険者（認定申請者）に対して当該施設に属する介護支援専門員等が調査を行った場合である。

※「在宅」とは、上記の施設に該当しない介護保険被保険者（認定申請者）に対して調査を行った場合である。